

舞鶴市汚水中継ポンプ場監視通報装置更新工事

にかかる公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 1 月

舞鶴市上下水道部下水道整備課

1. 目的

舞鶴市では汚水中継ポンプ場（マンホールポンプ場）の遠隔監視について現在は一部機場を除き電話及びFAXによる自動通報にて監視を行っています。

本事業は、管路施設の情報を一元化し、日常業務に加えて維持管理業務や災害時の応急復旧業務など、多様な場面で活用できる体制を構築することを目的とします。具体的には、既存の監視通報装置をWEB化し、システムを再構築します。

【現在の監視状況と更新対象】

公共下水道：全146機場のうち、120機場を本工事の更新対象とする。

（内訳：宅内用26機場を除外、既WEB化済み15機場を含む120機場の更新）

2. 概要

（1）工事名 舞鶴市汚水中継ポンプ場監視通報装置更新工事

（2）工事内容 舞鶴市汚水中継ポンプ場監視通報装置更新工事仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（3）提案上限額 80,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※本金額は、120機の更新に係る総事業費の目安を示すものである。

※全120機場のポンプ場を対象とした継続的な更新事業（概ね4カ年度を想定）である。

※上記提案上限額を超過した見積りによる提案は、失格とする。

（4）契約の締結 本実施要領により決定した受託候補者と詳細な内容及び契約条件について協議し、合意した後に契約を締結（単年度）する。

（5）初年度の工事契約 契約締結日から令和8年3月31日まで

（諸手続き完了後、協議により工期を令和9年1月31日まで延長予定）

※全120機の内30機程度を初年度の対象とする。

（6）次年度以降の契約方針

システムの統一性、保守体制の継続性を確保するため、初年度の受託候補者を次年度以降の更新工事においても、随意契約とする予定である。

ただし、以下の条件を満たす必要がある。

- ・前年度の履行状況が良好であること
- ・次年度の予算が舞鶴市議会において成立すること。

＜契約にあたっての主な留意事項＞

ア 本事業は年度ごとの単年度契約とする。次年度以降の契約は、2の(6)に基づき判断する。

イ 社会経済情勢の変化（資材価格の高騰等）により、当初提案時のユニット単価での履行が困難と認められる場合は、発注者・受注者双方の協議により、次年度以降の契約単価を調整できるものとする。

ウ 全 120 機は概ね 4 カ年度で更新することを見込んでいるが、その箇所および数量は予算の範囲内で発注者が決定する。

エ 提案された企画内容は、採択後に本市との協議により修正・変更を行う場合がある。

オ 契約の締結および履行にあたっては、地方自治法、舞鶴市会計規則およびその他関連規定を厳守すること。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。

- (1) 建設業法に基づく建設業の許可（電気工事）を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (3) 本プロポーザルへの参加の申込み時点において、舞鶴市入札参加停止に関する要綱（平成 30 年告示第 34 号）に基づく資格停止措置（以下「資格停止措置」という）を受けていないこと。
- (4) 各都道府県及び市町村より入札参加停止（指名停止も同じ）の期間中でない者であること。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税等税の滞納がないこと。
- (7) 本市及び本店所在地において市町村民税（特別区にあっては都民税）を滞納している者でないこと。
- (8) 本工事について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の電気工事に係る主任技術者又は監理技術者となる資格を有する者を配置できること。
- (9) 舞鶴市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成 24 年告示第 171 号）の規定による入札参加等除外措置の期間中でない者であること。
- (10) 工事場所へ概ね 3 時間以内に到着できる体制を確保できること。

4. 選定スケジュール

公告	令和 8 年 1 月 19 日	舞鶴市ホームページに掲載 舞鶴市掲示板に掲示
質問書の提出期限	令和 8 年 1 月 26 日正午必着	詳細は 5 (7) を参照

質問書に対する回答	令和8年1月28日	舞鶴市ホームページに掲載
参加申込書類の提出期限	令和8年2月4日正午必着	詳細は5（1）を参照
参加資格の確認通知	令和8年2月6日	担当者宛てメールで通知
企画提案書類の提出期限	令和8年2月20日17時必着	詳細は5（2）を参照
審査の実施	令和8年2月25日	事業者によるプレゼン 評価委員によるヒアリング
審査結果の通知	令和8年3月5日（予定）	

※上記は予定であり、予告なく変更する場合があります。

5. 提出書類

（1）参加申込書類

ア 事業参加申込書（様式1）

イ 事業者概要書（様式2）

添付書類

- ・事業者の概要を説明したパンフレット・リーフレット等
- ・法人登記簿謄本（登録事項全部証明）（写し可）
- ・公益法人等の場合は、定款又は寄付行為、規約その他これらに類するもの（写し可）
- ・法人格のない団体にあっては、代表者の住民票の写し（写し可）
- ・市町村税の滞納のない旨の証明書（未納の税額がないことの証明書）（写し可）
- ・消費税及び地方消費税の納税証明書（未納の税額がないことの証明書）（写し可）

※上記書類のうち、公的機関が発行するものについては、申請日前3か月以内に交付されたものとする

ウ 業務実績書（様式3）

エ 宣誓書（様式4）

（2）企画提案書類

企画提案書の審査は匿名で行うため、5.（5）に定める企画提案書の副本の内容には、参加者が特定できる名称・記号・商標等を記載しないこと。

ア 企画提案書（様式5）（様式5に企画提案書（任意様式）を付し提出すること）

- ・企画提案書は、表紙・目次を除き、30ページ以内とする。
- ・A3 サイズ等の使用も認めるが、A4 サイズを1ページとしてカウントする。
- ・A3 サイズ等を使用する場合は A4 サイズに折りたたんで提出すること。
- ・別紙「舞鶴市汚水中継ポンプ場監視通報装置更新工事公募型プロポーザル評価基準」の評価項目順に記載すること
- ・表紙、目次、ページ番号を付けること。

- ・専門的知識の有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めること。
- ・必要に応じてプレゼンテーション用の資料を準備すること。

- イ 機能要件一覧表（様式6）
- ウ 工事スケジュール表（様式7）
- エ 経費見積書（様式8）（様式8に見積明細書（任意様式）を添付すること）

※経費見積書は、機能要件一覧表（様式6）で対応「〇」とした内容を実現するために必要な経費および月額費用を記載すること。

（3）提出に係る留意事項

- ア 応募1事業者につき、申請は1件とする。
- イ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- ウ 提出された書類の内容変更はできない。
- エ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- オ 提出方法は、持参又は郵送とし、郵送の場合は提出期限必着とする。

（4）企画提案書の取り扱い

- ア 提出後の訂正、追加及び再提出は認められない。
- イ 著作権はそれぞれの企画提案者に帰属する。

（5）提出部数

- ア 参加申込書類 2部（正本1部、副本1部）
- イ 企画提案書類 7部（正本1部、副本6部）およびPDF等のデータ提出

（6）提出様式

様式に定めのあるものについては、舞鶴市ホームページから入手すること。

※舞鶴市ホームページ「しごと・産業・観光」—「入札・契約・工事施工」—「公告（プロポーザル・簡易公募等）」に掲載。

（7）応募に関する質問

企画提案書に関する質疑については以下の手順により受け付ける。

- ア 受付期限 令和8年1月26日正午まで
- イ 質問は所定の質問書（様式9）により、メールにて受け付けるものとする。
- ウ 質問の際は、メールの表題の冒頭「プロポーザルに関する質問」の文字を入れること。
- エ 質問に対する回答は、舞鶴市ホームページにて質問とともに公表する。

6. 選定方法等

- (1) 評価基準 別添「舞鶴市汚水中継ポンプ場監視通報装置更新工事公募型プロポーザル評価基準」のとおり。
- (2) 審査方法 提出された書類について、舞鶴市汚水中継ポンプ場監視通報装置更新工事プロポーザル評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が、（1）の評価基準に基づき審査する。なお、審査は非公開とし、審査結果に対する異議申し立てはできないこととする。
- (3) 審査
- ア 開催日 令和8年2月25日（予定）
 - イ 開催形式 WEB会議でのプレゼンテーション形式
 - ウ 説明事項 審査項目を中心とした内容の説明を行うこと
 - エ プレゼン時間 1時間以内（提案説明・操作説明40分、質疑応答20分）
 - ・評価基準の順に説明してください。
- (4) 特定者の選定及び結果通知
- ア 失格者を除いた者のうち、（2）の総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者（以下、「特定者」という。）として選定する。
 - イ 最高点の者が複数の場合は、金額の安価な者を特定者とする。なお、金額が同額の場合については、くじ引きにより特定者を決定する。
 - ウ ア・イに関わらず、総合点が180点未満の場合は特定者として選定しない。また、プロポーザル参加者が1者のみの場合であっても、総合点が180点以上で、かつ評価委員会が適当と評価した場合は、その者を特定者とする。
 - エ 審査の結果については、メールもしくは文書により審査対象者全員に通知するとともにホームページに公表する。
- (5) 失格要件
- 以下の場合には、評価委員会において審査の上、失格になることがある。
- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載・申告がある場合
 - イ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ウ 見積金額が提案上限額を超過している場合
 - エ その他、評価委員会が不適当と認めた場合

7 その他

- (1) 提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出後の企画提案書の訂正・追加・再提出は認めない。
- (4) 提出された書類等は必要に応じて複写する。なお、使用は市役所内及び評価委員会での使用に限る。
- (5) 提出された書類等は情報公開の請求により、舞鶴市情報公開条例に基づき開示することがある。
- (6) 参加申込書を提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、その旨届け出（書式任意）を行うこと。

8 担当課・問い合わせ先

舞鶴市上下水道部下水道整備課 真下、岡本

所在地 〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地

電話 0773-66-1056（直通）、FAX 0773-66-0510

メールアドレス jg-g-seibi@city.maizuru.lg.jp

ホームページ URL <https://www.city.maizuru.lg.jp>